

資料 1

余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園
施設指定管理者募集要項

余 市 町
余市町教育委員会

目 次

	ページ
1. 施設の管理運営についての基本的な考え方	1
2. 施設の概要	1
3. 申請の資格	2
4. 申請期間・申請方法・スケジュール等	3
5. 指定管理者が行う業務の範囲	4
6. 管理運営に要する経費	4
7. 管理に関する基準	4
8. 利用料金に関する事項	6
9. 指定期間	7
10. 自主事業について	7
11. 職員の配置について	7
12. 指定管理者の責任分担	7
13. 選定の基準	7
14. 申請書類	8
15. 指定管理者候補者の選定及び指定	9
16. 協定の締結	10
17. 参考資料	10
18. その他	11

問い合わせ先

余市町教育委員会社会教育課 担当 櫻井・奥寺

電 話 0 1 3 5 - 2 3 - 5 0 0 1

F A X 0 1 3 5 - 2 3 - 5 2 9 9

余市町役場建設水道部建設課管理係

担当 神・佐々木・和田

電 話 : 0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 2 7 (直通)

F A X : 0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 4 4

余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設

指定管理者募集要項

余市町では、余市町総合体育館（以下「体育館」という。）及び余市運動公園有料公園施設（以下「運動公園」という。）の管理業務を効率的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項、余市町総合体育館条例（昭和57年余市町条例第1号）及び余市町都市公園条例（昭和44年余市町条例第20号）に基づき、指定管理者による管理を行うこととします。

指定管理者を希望する団体は、下記により申請してください。

1. 施設の管理運営についての基本的な考え方

余市町では、健康で豊かな生活を送るためのスポーツ活動の振興を教育の重点目標として掲げ、人生をより豊かに心身ともに健康で充実した生活を送るためには、生涯にわたってスポーツに親しむことが大切であるとして、子どもたちの体力向上や、身近なスポーツの普及と健康づくりに努めております。

指定管理者には、これらを十分ご理解の上、体育館及び運動公園の一体的な管理運営により、各施設の特性を踏まえ、行政の代行者として適正かつ公正な管理運営を行うと同時に創意工夫をして、経費節減を図っていただくとともに町民がより安全かつ快適に利用できるような施設運営をお願いするものです。

2. 施設の概要

(1) 体育館に関するもの

ア. 名称	余市町総合体育館
イ. 所在地	余市町入舟町420番地1
ウ. 延床面積	4,291.26㎡ 駐車場等・敷地面積 2,126㎡ 計 6,417.26㎡（管理面積）
エ. 建物構造	鉄骨造一部鉄筋コンクリート造2階建
オ. 建築年月	昭和57年3月
カ. 施設内容	アリーナ（1,768.4㎡）、体育室（454.4㎡） ランニングデッキ、研修室、トレーニング室、観覧席（251席）
キ. スポーツ施設	バスケットボール2面、バレーボール（9人制）2面 テニスコート2面、バレーボール（6人制）3面 バドミントンコート8面、卓球24面 柔道2面、剣道2面 ※ いずれも各種目で占有した場合
ク. 施設平面図	別紙1のとおり

(2) 運動公園に関するもの

- ア. 名 称 余市運動公園有料公園施設
イ. 所在地 余市町入舟町及び山田町
ウ. 公園面積 9.59ha
エ. 主な施設 自由広場 1.2ha
野球場 両翼90m、中堅110m、面積1.1ha
テニスコート 0.3ha (4面)
陸上競技場 3.4ha、400mトラック (6コース)
計6.0ha (管理面積)
走り高跳び競技施設、砲丸投げ競技施設、走り幅跳び競技施設等
オ. 施設平面図 別紙2のとおり
上記施設すべてを、一括して管理していただくことになります。

3. 申請の資格

- (1) 団体であること。(法人格の有無は問わない。)
- (2) 団体又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
- ア. 法律行為を行う能力を有しない者。
- イ. 破産者で復権を得ない者。
- ウ. 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項(地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により、本町における一般競争入札等の参加を制限されている者。
- エ. 法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者。
- オ. 指定管理者の指定を管理の委託契約とみなした場合に、法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は、第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者。
- カ. 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者。
- キ. 国税及び地方税を滞納している者。
- (3) グループによる応募
- ア. 複数の団体により構成されたグループ(共同企業体等の連合体)により応募することができます。ただし、単独で応募した団体は、同一施設のグループによる応募の構成団体となることはできません。また、同時に複数のグループの構成団体となり、同一の施設に応募することはできません。
- イ. グループで応募する場合は、代表団体を定めてください。
- ウ. グループで応募する場合は、各構成団体についてそれぞれが2(2)に該当しないこと。

4. 申請期間・申請方法・スケジュール等

(1) 申請受付期間等

ア. 申請受付期間 令和6年10月10日(木)～11月11日(月)

イ. 申請書の提出は、持参又は郵送とします。

持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分までとします。

郵送の場合は、令和6年11月11日(月)必着とします。

ウ. 提出部数 正副各1部

(2) 募集等スケジュール

ア. 募集要項の配布 令和6年10月10日(木)～11月11日(月)

イ. 募集説明会の開催 令和6年10月24日(木)

ウ. 指定管理者の候補者の選定
令和6年11月下旬

エ. 指定管理者の指定 令和6年12月中旬

(3) 募集説明会の開催

施設の概要、業務内容等について説明会を次のとおり開催します。

ア. 開催日時 令和6年10月24日(木)午後3時から

イ. 開催場所 余市町役場3階302号会議室

ウ. 参加人数 各団体2名以内(グループで応募する場合は、各構成団体につき2名以内) ※様式5による事前申込みが必要です。

(4) 質問の受付及び回答

応募資格を有している者で、募集要項等の配布資料について質問がある場合は、「余市町公の施設(余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設)指定管理者応募に係る質問書」(別紙様式)に要旨を簡潔にまとめ、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかにより、令和6年11月1日(金)までに所管課あて提出してください。なお、持参の場合は、平日の午前8時45分から午後5時15分までとします。電話での問い合わせ、口頭での質問は受けません。

いただいた質問については、FAX又はEメールにより随時回答いたします。

(5) 問い合わせ及び申請書類の提出先

余市町教育委員会社会教育課(余市町中央公民館内)

〒046-0004 余市町大川町4丁目143番地

電話: 0135-23-5001

FAX: 0135-23-5299

e-mail: ksyakai.c@town.yoichi.hokkaido.jp

余市町役場建設水道部建設課管理係(余市町役場庁舎1階)

〒046-8546 余市町朝日町26番地

電話: 0135-21-2127(直通)

FAX: 0135-21-2144

e-mail: kanri@town.yoichi.hokkaido.jp

5. 指定管理者が行う業務の範囲

(1) 体育館に関するもの

①施設の運営に関する業務

ア. 施設の使用に関すること。

a 使用の許可及び使用その他の取消し・使用料の徴収・返還に関すること。

b 体育及びレクリエーションに関する教室その他の事業に関すること。

②施設の維持管理に関する業務（備品等の管理を含む）

③前号に掲げるもののほか、余市町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認めること。

(2) 運動公園に関するもの

① 自由広場、野球場、テニスコート、陸上競技場に関する業務

ア 運動公園の利用に係る使用料の徴収・返還に関すること。

イ 運動公園の維持管理に関すること。

ウ 運動公園に係る余市町都市公園条例第3条第1項及び第3項の許可に関すること。

エ その他運動公園の管理運営に関する事務のうち町長の専属的権限に属するものを除く業務。

※ 上記（1）、（2）業務の具体的内容は、別添「余市町総合体育館指定管理者業務仕様書及び余市運動公園有料公園施設管理運営業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）を参照願います。

6. 管理運営に要する経費

指定管理者は、利用料金収入及び余市町からの指定管理料、その他の収入をもって管理運営を行うこととします。指定管理料の額や支払い方法等は協議のうえ、協定で定めるものとします。

なお、指定管理料には、人件費、事務費、管理費、光熱水費、修繕費、委託料、保険料、消費税及び地方消費税などすべてを含むものとします。

※ 参考資料 「余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設に係る利用料金及び管理経費の実績額一覧」をご参照ください。

7. 管理に関する基準

法第244条の2第8項の規定による利用料金制度を採用します。

(1) 体育館

①開館時間

・月～土曜日 午前9時から午後9時まで

・日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日 午前9時から午後5時まで

②休館日

1月1日から1月5日まで及び12月31日

③使用料

・専用使用

区		分		1時間当たりの金額
アリーナ	アマチュアのスポーツに使用する 場合	入場料を徴収しない場合		1,500円
		入場料を徴収する場合		7,500円
	アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	7,500円
			営利を目的とする場合	15,000円
		入場料を徴収する場合	営利を目的としない場合	22,500円
			営利を目的とする場合	37,500円
体育室	アマチュアのスポーツに使用する 場合			320円
	アマチュアのスポーツ以外に使用する 場合	営利を目的としない場合		1,600円
		営利を目的とする場合		3,200円
トレーニング室				260円
研修室				110円

ア. 専用使用とは、団体10人以上の人数による使用をいう。

イ. 使用時間には、準備及び原状回復に要する時間も含めるものとする。

ウ. 使用時間に1時間未満の端数があるときは、これを1時間とみなす。

エ. 使用料は、次に掲げる額を合算して得た額とする。この場合において、合算して得た額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

(1) 1時間当たりの金額に使用時間数を乗じて得た額

(2) 町内に住所を有する個人又は町内に主たる事務所を置く団体等以外のものが使用する場合は、前号で得た額に100分の50を乗じて得た額

(3) 11月1日から翌年の4月30日までの期間に使用する場合は、第1号で得た額に100分の30を乗じて得た額

オ. アリーナの2分の1又は4分の1、体育室の2分の1の面積を専用使用するときの使用料は、前項各号の額を合算して得た額にそれぞれ2分の1又は4分の1を乗じて得た額とする。この場合において、2分の1又は4分の1を乗じて得た額に10円未満の端数があるときはこれを切り捨てる。

カ. 特別の施設設備を使用するときは、そのために必要な光熱水費の実費を徴収する。

・個人使用

区 分		金 額		
		午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
アリーナ、トレ ーニング室及び 体育室	中学生以下	50円	50円	50円
	高校生及び大学生	150円	150円	150円
	一般	260円	260円	260円

ア. 次の各号に該当する場合の使用料は、金額に当該各号に定める額をそれぞれ加算して得た額とする。この場合において、加算して得た額に10円未満の端数があるときはその端数を切り捨てる。

(1) 町内に住所を有する個人以外の者が使用する場合 金額に100分の50を乗じて得た額

(2) 11月1日から翌年の4月30日までの期間に使用する場合 金額に100分の30を乗じて得た額

(2) 運動公園

1) 開場期間 4月下旬から11月上旬

2) 開場時間 午前5時から午後7時30分

※ 余市町都市公園条例第21条の2により、町長が必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に開場することができます。

3) 休 場 日 なし

4) 使 用 料

区 分	1時間当たりの金額	
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合
自由広場	360円	120円
テニスコート	1面当たり 330円	1面当たり 110円
野球場	690円	230円
陸上競技場	660円	220円

8. 利用料金に関する事項

(1) 利用料金の額

利用料金の額は、利用者が支払う使用料（以下「利用料金」という。）を自らの収入として、体育館及び運動公園の管理に要する経費に充てるもので、「7. 管理に関する基準」で示した使用料を上限額として、あらかじめ教育委員会及び余市町の承認を受け、指定管理者が利用者から徴収する額を決めるものです。

よって、指定管理者は、管理業務の収支について、一定の責任を負うことになり、施設の利用を促進し、収入の確保を図る必要があります。ただし、利用料金の種別、額の変更は教育委員会及び余市町の承認がなければなりません。

(2) 利用料金の減免

指定管理者は、特に必要と認める場合において、あらかじめ教育委員会及び余市町の承認を得て定めた基準に従い、利用料金を減免することができます。

別添「業務仕様書」を参照

(3) 指定管理者が実施する自主事業（教室・講座等）の収入

指定管理者の収入とします。

9. 指定期間

指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）は、令和7年4月1日から令和10年3月31日までとします。

※ ただし、議会の議決による手続きを経る必要があります。

10. 自主事業について

ア. 施設の設置目的に沿った自主事業の計画を提案し、事業計画書に詳細に記載してください。

イ. 事業の実施に際し、参加者から必要に応じ参加料等を徴収し事業経費に充てること。

ウ. 施設に飲料水等の自動販売機（既設を含む）を設置する場合は、指定管理者が余市町に対し行政財産使用料として条例に基づいて納入すること。

11. 職員の配置について

ア. 業務の適正な履行のため、施設の運営に支障が生じないよう職員を配置し、その内容は事業計画書に詳細に記載してください。

イ. 配置する職員の中に管理責任者を置いてください。

12. 指定管理者の責任分担

別添「余市町総合体育館指定管理者業務仕様書」の6. 指定管理者と余市町の責任分担及び「余市運動公園有料公園施設管理運営業務仕様書」の6. 管理運営業務の内容によるものとします。なお、指定管理者は、教育委員会及び余市町と協議の上、損害賠償責任保険に加入するものとします。

13. 選定の基準

次に掲げる選定の基準に照らして総合的に審査し、最も相当と認める団体を選定する。

(1) 事業計画書による施設の運営が、施設の利用者又は利用者の平等な使用又は利用を確保するものであること。(配点30点)

ア. 関係する法律、条例等に基づく施設の管理基準を理解し、遵守が見込まれるか。

イ. 特定の団体等を優遇するおそれはないか。

ウ. 情報公開・個人情報保護に係る措置が適切に講じられる見込みがあるか。

- (2) 事業計画の内容が、施設の効用を最大限に発揮させるものであること。(配点60点)
- ア. 施設の管理業務に対する基本方針は適切か。
 - イ. 施設の現状を正しく認識し、今後のあり方について具体的かつ適切な提案があるか。
 - ウ. 自主事業計画の内容は適切か。
 - エ. 利用者・利用者に対するサービス向上策は適切か。
 - オ. 利用者・利用者の要望の把握及びその実現策は適切か。
- (3) 事業計画の内容が、施設の管理業務に係る経費の節減を図るものであること。(配点50点)
- ア. 総合的に、収支予算書が適切で、管理経費の節減が図られる見込みがあるか。
 - イ. 経費節減のための方策は適切か。
 - ウ. 人件費の設定は適切か。
 - エ. その他の管理経費の設定に無理はないか。
- (4) 当該法人等が、事業計画に沿った施設の管理を安定して行う能力を有するものであること。(配点60点)
- ア. 法人等の経営状況に問題はないか。
 - イ. 施設の管理業務に係る職員体制(管理体制・研修計画・緊急時の対応)は十分なもののか。また、施設の管理業務のうち第三者に行わせる業務は、必要最小限の範囲か。
 - ウ. 同種の施設の管理実績があるなど必要な管理能力を期待することができるか。

14. 申請書類

申請時に、次の書類を提出してください。

(1) 申請書(様式1)

*グループで応募する場合、グループ応募構成書(様式1-2)も併せて提出

(2) 申請の資格を有していることを証する書類

申請の資格		書類の内容	
3.(1)	法人	法人登記簿の謄本	
	非法人	団体の規約及び構成員名簿	
3.(2)ア・イ	法人	不要	
	非法人	代表者の身分証明書	
3.(2)ウ・エ・オ・カ		3.(2)ウ・エ・オ・カに該当しない旨の申立書(様式2)	
3.(2)キ	国税及び地方税	納税義務がある場合	納税証明書(この要項の配布開始日以降に交付されたもの)
		納税義務が無い場合	その旨を記載した申立書(様式2)

※ グループで応募する場合は、該当する書類について構成団体分も提出してください。

- (3) 管理業務の計画書（様式3）
- (4) 管理に係る収支計画書（様式4）
- (5) 団体の経営状況を説明する書類（グループで応募する場合、構成する全ての団体）
 - ・前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体のみ）
 - ・前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体のみ）
 - ・現事業年度若しくは翌事業年度の収支予算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに体育館及び運動公園の管理業務以外の事業を開始する団体のみ）
- (6) 団体の活動内容等を記載した書類（グループで応募する場合、構成する全ての団体）
 - ・定款若しくは寄付行為又はこれらに相当する書類
 - ・事業報告書又はこれらに相当する書類
 - ・役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類
- (7) 自主事業の実施計画書（様式3に記載または任意様式による）
 - ・自主事業の企画・実施
 - ・飲食、物販
 - ・その他の事業

15. 指定管理者候補者の選定及び指定

(1) 選定方法

余市町が設置する「余市町公の施設に係る指定管理者選定委員会」において、申請資格を有する申請者の中から、選定基準に照らして最も適当と認める団体を指定管理者候補者として選定します。必要に応じてプレゼンテーションを実施することがあります。なお、審査の結果、候補者なしとする場合もあります。

(2) 選定結果のお知らせ

選定の結果については、令和6年12月上旬までに申請者全員に文書で通知します。なお、選定結果については、行政不服審査法に基づく異議申立て又は行政事件訴訟法に基づく訴えの提起をすることができません。

(3) 指定管理者の指定

指定管理者候補者として選定された団体は、議会の議決を経て、指定管理者として指定される予定です。ただし、議決を経るまでの間に指定管理者候補者を指定管理者に指定することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、指定管理者候補者としての資格を取り消すことがあります。

また、指定管理者の指定を受けられないことにより生じる一切の損害賠償等に関する請求はできないものとします。

(4) 指定の取消し等

指定管理者が教育委員会及び余市町の指示に従わないとき、その他指定管理者による管理を継続することが適当でない認められるときは指定を取消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがあります。この場合、余市町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。

16. 協定の締結

(1) 協定の締結

指定管理者の指定を行う際には、管理に関する細目事項、余市町が支払うべき指定管理料の額等を定めるため、余市町との間で協定を締結することになります。

(2) 協定で定める事項

- ア. 総則
- イ. 本業務の範囲と実施条件
- ウ. 本業務の実施
- エ. 備品等の扱い
- オ. 業務実施に係る確認事項
- カ. 指定管理料及び利用料金
- キ. 管理費用に関する事項
- ク. 責任分担及び損害賠償
- ケ. 指定期間の満了日
- コ. 指定期間満了日以前の指定の取消し
- サ. その他

17. 参考資料

- (1) 余市町自治基本条例（平成29年余市町条例第24号）（資料1）
- (2) 余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年余市町条例第21号）（資料2）
- (3) 余市町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年余市町規則第20号）（資料3）
- (4) 余市町総合体育館条例（昭和57年余市町条例第1号）（資料4）
- (5) 余市町総合体育館条例施行規則（昭和57年教育委員会規則第3号）（資料5）
- (6) 余市町都市公園条例（昭和44年余市町条例第20号）（資料6）
- (7) 余市町都市公園条例施行規則（昭和44年余市町規則第7号）（資料7）
- (8) 余市町個人情報保護法施行条例（令和5年余市町条例第6号）（資料8）
- (9) 余市町個人情報保護法施行細則（令和5年余市町規則第16号）（資料9）
- (10) 余市町情報公開条例（平成12年余市町条例第31号）（資料10）
- (11) 余市町情報公開条例施行規則（平成13年余市町規則第28号）（資料11）
- (12) 余市町行政手続条例（平成9年余市町条例第19号）（資料12）

(13) 余市町行政財産使用料条例（平成21年余市町条例第3号）（資料13）

(14) 余市町暴力団排除条例（平成24年余市町条例第19号）（資料14）

18. その他

(1) 申請の撤回又は申請書類の修正はできません。（軽微な修正は除く）

(2) 申請書類に虚偽の記載があった場合は失格とします。

(3) 申請者が本件の応募に関し、余市町公の施設に係る指定管理者選定委員会の委員その他本件選定手続きの関係職員に対して個人的に接触することを禁じます。接触の事実が認められた場合は、失格とする場合があります。

(4) 余市町が指定管理者の選定にあたり必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合があります。

(5) 申請書類は、理由の如何にかかわらず返却いたしません。

(6) 申請書類の著作権は申請者に帰属しますが、余市町が指定管理者の選定の公表等に必要の場合には、余市町は申請書類の著作権を無償で使用できることとします。

(7) 申請書類は、余市町情報公開条例（平成12年余市町条例第31号）に定めるところにより、公開される場合があります。

(8) 申請後に辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出してください。

(9) 申請に係る経費は、すべて申請者の負担とします。

参考資料

余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設に係る
利用料金及び管理経費の実績額一覧

1、利用料金収入

(単位：千円)

項 目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	摘 要
利用料金	2,240	3,071	3,998	
その他(指定管理料)	18,021	20,468	20,437	
計 ①	20,261	23,539	24,435	
自主事業収入	168	194	128	
その他収入	359	421	590	
計 ②	527	615	718	
収入合計③=①+②	20,788	24,154	25,153	

2、維持管理に係る経費

(単位：千円)

項 目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度実績	摘 要
ア. 運営事業費	16,316	18,059	18,205	
人件費	8,266	8,623	8,609	
水道光熱費	7,549	8,793	8,668	
備品・消耗品費	277	458	814	
その他	224	185	114	
イ. 維持管理費	2,129	2,387	2,103	
委託費	1,557	1,587	1,629	
修繕費	212	381	74	
保守点検	101	140	140	
その他	259	279	260	
ウ. その他経費	672	1,009	1,275	
計④=ア+イ+ウ	19,117	21,455	21,583	
エ. 自主事業経費	660	842	586	
支出合計⑤=④+エ	19,777	22,297	22,169	
収 支③-⑤	1,011	1,857	2,984	

様式1

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

余市町長 様

申請者 住 所
団体名
代表者氏名

公の施設の指定管理者の指定を受けたので、次のとおり申請します。

1 指定を受けようとする公の施設の名称

2 添付書類

- (1) 管理を行う公の施設の事業計画書
- (2) 前事業年度の収支（損益）計算書又はこれらに相当する書類（既に財産的取引活動をしている団体に限る。）
- (3) 前事業年度の貸借対照表及び財産目録又はこれらに相当する書類（作成している団体に限る。）
- (4) 現事業年度の収支予算書及び事業計画書（既に財産的取引活動をしている団体及び新たに指定管理者になろうとする施設の業務以外の事業を開始する団体に限る。）
- (5) 団体の事業報告書を作成している場合は、当該報告書
- (6) 団体の定款、寄付行為、規約その他これらに類するもの
- (7) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- (8) 団体の代表者の身分証明書（非法人の場合）
- (9) 申請資格に関する申立書（様式2）
- (10) 国税及び地方税の納税証明書（募集開始日以降に交付されたもの）又は納税義務がない旨及びその理由を記載した申立書（様式2）
- (11) 団体の役員名簿及び組織に関する事項について記載した書類又はこれらに相当する書類

※提出書類にレ点を記入すること。

グループ応募構成書

令和 年 月 日

余市町長 様

公の施設の名称	余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設
---------	------------------------

・代表団体

法人・団体名 _____
住 所 _____
代 表 者 名 _____
連絡電話番号 _____ 担当 _____

・構成団体

法人・団体名 _____
住 所 _____
代 表 者 名 _____
連絡電話番号 _____ 担当 _____

・構成団体

法人・団体名 _____
住 所 _____
代 表 者 名 _____
連絡電話番号 _____ 担当 _____

・構成団体

法人・団体名 _____
住 所 _____
代 表 者 名 _____
連絡電話番号 _____ 担当 _____

※ 記載欄が足りない場合は、様式を追加して記載してください。

申 立 書

令和 年 月 日

余市町長 様

申請者 住所
団体名
代表者氏名

(公の施設の名称) の指定管理者の募集に係る申込資格について、
下記のとおり申し立てます。

記

- 以下の事項のいずれにも該当しない。
- (1) 地方自治法施行令第167条の4第2項(同項を準用する場合を含む。)の規定により本町における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - (2) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
 - (3) 指定管理者の指定を委託とみなした場合は、地方自治法第92条の2、第142条(同条を準用する場合を含む。)又は第180条の5第6項の規定に抵触することとなる者
 - (4) 集団的に、若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある者又はこれらの者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者
- 国税及び地方税の納税義務がない。
(理由)

※該当する項目にレ点を記入すること。

様式3

管理業務の計画書

法人又は団体の名称			
所在地			
代表者氏名			
電話番号		FAX	
設立年月日			
主な事業内容			

1、町民の平等な利用の確保及びサービスの向上について

1-1 管理運営の基本方針について

--

1-2 サービスの向上方法について

--

1-3 利用者ニーズの把握方法とその対応について

--

2、施設の効果的及び効率的な運営について

2-1 自主事業の実施計画について

--

*利用者に対する飲み物等の販売（自販機含む）は自主事業として記入すること。

2-2 緊急時の対策等について

--

2-3 利用促進方法について

--

2-4 管理運営経費の削減方法について

--

2-5 委託、物品の調達等を行う場合の余市町内業者等の活用の考え方

--

3、安定した管理運営について

3-1 類似施設の管理運営実績について

	施設名	所在地	受託期間	指定管理の有無
1				
2				
3				
4				
5				

3-2 管理運営体制について（職員配置の基本方針）

--

3-3 管理運営体制について（勤務シフト・ローテーション）

--

3-4 職員等の研修計画について

--

3-5 施設設備の維持管理について

--

*業務を委託する場合は、業務名を明記すること。

4、関係法令の遵守について

4-1 個人情報の保護について

--

4-2 その他関係法令について

--

5、指定管理料金について

単位：千円

年 度	収 入	支 出	差 額	備 考
令和7年度				
令和8年度				
令和9年度				
合 計				

*各年度の収支計画書から転記すること。

6、その他特記事項

--

※記載欄が足りない場合は、別紙として添付すること（任意様式）。

管理に係る収支計画書 (令和 年度)

1. 収入

(単位：千円)

項目	金額	内 訳	備 考
1.利用料金収入			
2.自主事業収入			
(1)			
(2)			
3.その他の収入			
合 計 (A)			

*利用者に対する飲物等の販売業務(自販機収入含む)は自主事業として掲載すること。

2. 支出

(単位：千円)

項目	金額	内 訳	備 考
1. 管理費			
①常勤職員人件費			
②臨時職員人件費			
③消耗品費			
④燃料費			
⑤印刷製本費			
⑥光熱水費			
⑦修繕費			
⑧医薬材料費			
⑨通信運搬費			
⑩施設賠償保険料			
⑪消防用設備点検			
⑫循環浄化装置点検			
⑬ボイラー保守点検			
⑭			
2. 自主事業費			
①消耗品費			
②印刷製本費			
③報償費			
④旅 費			
⑤			
3. その他			
①			
②			
合 計 (B)			

*自販機の設置の場合、行政財産使用料を2. 自主事業費に計上すること。

収支計算 (B) - (A) = 千円 (指定管理料金)

様式5

送 付 先：余市町役場建設水道部建設課管理係 行

F A X 番 号：0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 4 4

余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設

指定管理者事前説明会参加申込書

日 時 令和6年10月24日(木) 午後3時
場 所 余市町役場3階 302号会議室

以下のとおり説明会に参加いたします。

○会社名又は団体名 _____

○電 話 番 号 _____

○出 席 者 氏 名 _____

- ※ 1) この申込書を令和6年10月23日(水) 午後3時までにF A Xにより上記の送付先にお送りください。
2) 会場の都合のため、1社又は1団体2名の参加を限度とさせていただきます。

担 当 余市町役場建設水道部建設課管理係

T E L 0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 2 7

F A X 0 1 3 5 - 2 1 - 2 1 4 4

別紙様式

余市町公の施設（余市町総合体育館及び余市運動公園有料公園施設）
指定管理者応募に係る質問書

令和 年 月 日

団体名

代表者

住 所

T E L

F A X

Eメール

担当者氏名

質問書

質問の詳細